

■ 5年後のまちの姿

◇ 市民が疾病の予防や悪化防止に努め、生きがいや張り合いを感じながら生活を送っています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、市民の心と体の健康を守るため、健康に関する啓発や専門的な指導、市民活動に対する支援等を行います。

市民等は、自分の健康は自分で守るという意識の下、適切な生活習慣を心がけるとともに改善し、各種健康診査や元気づくりプログラム等に積極的に参加するとともに、関心のあるボランティア活動に参加します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康対策については、病気を減らす「疾病予防対策」と、生きがいや触れ合いを増やす「元気増やし対策」を2つの柱に据えて、総合的な健康づくりに取り組んできました。 ● 疾病予防対策では、各種健康診査、健康相談、健康教育、予防接種等を実施しています。これらを実施するに当たっては、多くの市民に利用してもらえるように、個人通知や広報等による案内、保健推進員*等の地区組織を活用した呼びかけを行ってきました。 ● 元気増やし対策では、健康づくりボランティア（元気ふれあい広め隊）を育成し、市民協働で元気づくりプログラムやイベントを企画・運営し、多くの市民に元気づくり（生きがいや触れ合いを増やすこと）を広める活動を、ほっとHOT・中条とにこ楽・胎内を拠点に行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくりの重点課題を生活習慣病対策、歯科保健対策、自殺予防対策、元気づくり対策の4つに定め、取組を進めています。 ● 特定健康診査の受診率は少しずつ増加傾向にあったところ、新型コロナウイルス感染症の影響のため若干低下し、目標である60%には届いていない状況です。また、特定健康診査の結果では、HbA1c*の値が保健指導以上のレベルに該当する人の割合が県平均よりも高い状況です。 ● 元気ふれあい広め隊の活動では、新型コロナウイルス感染症の影響のためイベント等の大勢の人が集まる活動を中止したこともあり、元気づくりプログラムの参加者は減少し、生きがいや触れ合いを増やす「元気増やし対策」の活動についての認知度を上げることができない状況です。 ● 新型コロナウイルス感染症により、健康や社会生活に影響がもたらされています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の増加に伴い、医療・介護の需要増大が見込まれることから、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、保健事業と介護予防を効果的かつ効率的で、高齢者一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応を行っていくため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進していく必要があります。 ● 若い世代から健康づくりに関心が持てるように働きかけ、適切な生活習慣を身につけることができるような支援が必要です。 ● 新興感染症に対応できるような全庁的な対策行動計画を整備しておく必要があります。

(2) 施策の内容

① ライフステージに合わせた健康づくりの推進

- ◇ メタボリック症候群対策、糖尿病対策、ロコモティブ症候群*対策、子どもの肥満対策等、目的や年齢に合わせた生活習慣改善のための知識や実施方法の普及に努めます。
- ◇ 全身の健康維持につながる歯と口腔の健康のため、歯科健診や歯科指導の拡充を図ります。
- ◇ 健康づくりのため、ほっと HOT・中条、にこ楽・胎内、ふれすぽ胎内の利用促進等の方策を検討し、地域での「通いの場」等で自宅でも継続できる運動の実践や運動に取り組めるような仕組みを構築します。

② 早期発見・早期治療の体制強化

- ◇ 特定健康診査とがん検診の受診率向上に向けて、実施場所の拡大や無料クーポンの配付といった取組を継続するとともに、未受診者の実態把握を行って新たな対策を検討します。
- ◇ 市内企業等と連携して、働き盛りの世代に対する疾病予防の働きかけを拡大します。

③ 元気・ふれあい・生きがいづくりの推進

- ◇ 市民協働による健康づくり活動の拠点であるほっと HOT・中条とにこ楽・胎内を中心に、元気ふれあい広め隊の育成と元気づくりプログラム等の充実を図ります。
- ◇ 地域包括支援センター*（介護予防・日常生活支援総合事業*等）や生涯学習、生涯スポーツの各分野と連携して、市民による地域でのサロン活動*、サークル活動等を促進します。
- ◇ ストレス等によるうつ状態や精神的不調の改善および自殺予防に向けて、相談支援体制の拡充や支援者となる市民を対象にした研修等の開催に取り組みます。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
国民健康保険加入者の特定保健指導*該当者出現率	12.3%	10.0%
8020（20本以上の歯を有する75歳から84歳まで）を達成している市民の割合（アンケート調査）	42.6%	45.0%
1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している市民の割合アンケート調査）〔再掲〕	男 21.1% 女 17.9%	男 26.9% 女 21.0%
胃がん検診受診率	6.8%	40.0%
自分は健康だと思う市民の割合（アンケート調査）	80.9%	82.0%
8020（20本以上の歯を有する80歳）を達成している市民の割合（後期高齢歯科健診受診者）〔年間〕	52.3%	60.0%
1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している市民（男・女）の割合（特定健診受診者30歳から74歳まで）〔年間〕	男 43.5% 女 41.6%	男 50.0% 女 45.0%

GFH（元気ふれあい広め隊）ロゴマーク



ロゴマークの由来

GFH（元気ふれあい広め隊）の名のごとく、「元気な王子」と「元気を広めることが大好きな姫」と「ふれあいを大切にする男爵」の3人組です。“3人寄れば文殊の知恵”というように、この3人が集まると元気いっぱい！みんなが元気になるアイデア盛りだくさん！

8 医療体制づくり



■ 5年後のまちの姿

◇ 市民が近隣市町を含む身近な場所で必要な医療サービスを受けることができ、住み慣れた自宅等で最期を迎えることを選択できるまちになっています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、市民の生活を支える医療・救急医療の確保に努めます。

市民等は、かかりつけ医を持つことや救急医療の適正利用を心がけます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内には病院が2か所、診療所が14か所、歯科診療所が14か所あります。このうち黒川診療所は市外の民間病院から医師の派遣を受け、週1回の診療を継続し、黒川診療所歯科及び歯科分室については、歯科医師への業務委託により診療を行ってきました。 ● 休日の一次救急医療（初期救急医療）*を確保するため、中条地区休日診療所の運営にかかる経費の一部を負担してきました。 ● 休日の二次救急医療*を確保するため、胎内市と新潟市、新発田市、阿賀野市、聖籠町の5市町で輪番制による病院運営事業を行ってきました。特に中条中央病院に対しては、担当医師を確保するために胎内市単独で補助金の交付等も行ってきました。 ● 在宅医療推進のため、新発田市、阿賀野市、聖籠町と協定を結び、新発田北蒲原医師会に業務委託して取組を進めてきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 胎内市を含む下越医療圏域*は、人口10万人当たりの医師数が全国平均および県平均を下回っており、全国的にも医療資源の少ない地域に挙げられています。特に胎内市には産婦人科、小児科を主とする診療所や入院できる外科がなく、市外の医療機関に依存せざるを得ない状況に加え、近年は多くの市民が利用する村上市の県立坂町病院が地域医療構想の再検証対象となり、規模の縮小傾向が続いています。 ● 中条中央病院では医師不足で外科が閉鎖し、夜間・救急対応も非常勤の医師を確保して対応している状況です。 ● 高齢化が進み、高齢者等を中心に軽傷者の救急車利用が増加しています。 ● 高齢化の進展に伴い、複数の慢性疾患を抱える方や医療と介護の両方を必要とする方が増加しています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年9月に実施した総合計画策定のための市民アンケート調査では、「医療・保健体制の充実」は優先度が高いものの1つとなっており、市民のための医療・救急医療の確保に一層取り組むことが必要です。 ● 限られた医療資源を有効に活用するため、かかりつけ医を持つことや救急医療の適正利用を広める必要があります。 ● 今後も増加する高齢者については、自宅等の住み慣れた地域で治療を継続しながらも自分らしく生活でき、自宅でも安心して最期を看取られるような医療と介護の体制整備が必要です。そのためには、在宅医療を担うかかりつけ医等に対し専門医や多職種がサポートできるような連携の強化が重要です。

(2) 施策の内容

① 地域医療体制の確保

- ◇ 夜間や休日の医師の確保や高度医療機器の整備について、中条中央病院と連携し支援することで、救急医療体制の維持・強化を図ります。
- ◇ 限りある医療資源の効率的な活用に向けて、かかりつけ医を持つことの大切さや救急車および救急医療の適正利用に関する啓発を図ります。
- ◇ 関係市町村との協力関係の下、市民が安心して暮らせる医療体制の確保に継続して取り組みます。

② 在宅医療の推進

- ◇ 医師会や病院、その他の医療機関や介護サービス事業者等とともに、地域の医療・介護サービス資源を把握し、これを有効活用できるよう関係者や市民に対して情報提供します。
- ◇ 医療と介護の連携に向けて、関係者の顔の見える関係づくりや情報共有のための仕組みづくり、在宅医療が必要な人への調整支援を実施する相談窓口の充実を図ります。

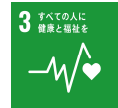
(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
かかりつけ医を持っている市民（40歳以上）の割合 (アンケート調査)	72.5%	77.8%
かかりつけ医を持っている市民の割合（特定健診受診者30歳から74歳まで）〔年間〕	71.8%	75.0%



中条地区休日診療所

9 地域福祉



■ 5年後のまちの姿

- ◇ “向こう三軒両隣” の関係のように、お互いを気づかい支え合う、人にやさしいまちになっています。
- ◇ 住民主体の支え合い活動を通じて、各種の生活支援サービスを含んだ共助*を担う組織が地域の中に生まれてきています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、地域の支え合い活動等に対する支援と公的福祉サービスのきめ細かい運用の両輪により、広く困難を抱える市民を支える体制を構築します。

市民等は、近所の様子を気にかかけ、困った人にはお互いさまの精神で支援を行う地域づくりに取り組みます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度の狭間にいる方や複合的な問題を抱える方を支援するため、高齢福祉や障がい福祉、生活援護の各担当や民生委員、シルバー人材センター等と連携して対応に当たってきました。 ● 問題のある方を発見し必要なサービスにつなげるため、また公的な福祉サービスだけでは対応しきれないケースに対応するため、地域で支え合う体制づくりを進めてきました。 ● 地域支え合い体制づくり事業補助金を活用し、平成 29 年度から令和 2 年度までに 17 団体の立ち上げがありました。 ● 意欲のある個人を対象にした地域支え合いサポーター*を育成しました。また、地域の取組と公的な福祉サービスをつなげる専門職であるコミュニティソーシャルワーカー*の育成・配置を進めました。 ● 多世代で交流できる場として、多世代交流対応型サロン*を 1 か所開設しました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域支え合い活動団体の活動やお茶の間サロン*など、地域で人と人のつながりのある活動が徐々に増えてきています。 ● 育成・配置した地域支え合いサポーター*やコミュニティソーシャルワーカー*が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため活動ができず、うまく機能していない状況です。この影響から地域課題を把握することが難しく、旧小学校区等（15 地区）ネットワーク会議*についても実施していない状況です。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度の狭間にいる方は、問題があることに気付かれにくく、また複合的な問題を抱える方は、すぐに状況が深刻化するおそれがあることから、市民の協力を得ながらできるだけ早めに異変を発見し、必要な支援やサービスにつなげることが重要です。 ● 高齢化の進展や景気の低迷を背景に、支援が必要な方は今後更に増えることが予想されており、より多くの協力者の確保や相談・支援体制の充実を図る必要があります。 ● 市民による福祉活動に対する支援が様々な分野で行われていますが、こうした公的サービス以外の取組においても制度の狭間や分野による壁ができてしまうことがないよう、地域の福祉向上という 1 つの大きな視点から支援や働きかけを行う必要があります。 ● 地域支え合いの推進を図っていく必要がありますが、少子高齢化の影響もあり、地域の担い手不足が懸念されています。 ● 高齢化の進展や景気の低迷を背景に、支援が必要な方は今後更に増えることが予想されており、複合的な問題を抱える方は状況が深刻化するおそれがあることから、できるだけ早めに異変を発見し、必要な支援やサービスにつなげていくことが重要です。そのため、より多くの協力者の確保や相談・支援体制の充実を引き続き図る必要があります。 ● 問題を抱えた方を必要な生活支援サービス等につなげていけるよう、地域支え合いサポーター*やコミュニティソーシャルワーカー*が意欲的に活動し、お互いに連携を図っていけるようにしていくことが課題です。 ● 市民による福祉活動に対する支援が様々な分野で行われていますが、こうした取組によって、公的制度の狭間や分野を埋めていけるような取組をより進めていくことが必要となっています。

(2) 施策の内容

① 地域における異変発見の体制づくり

- ◇ 地域の異変発見の役割を担う人となる地域支え合いサポーター*の養成や、地域支え合いサポーター*と協力した住民による地域の見守り・サロン活動*の支援を行います。
- ◇ 地域支え合いサポーター*と民生委員、自治会・集落、老人クラブ、その他の自主グループ等の地域の主要な人材の関係づくりを支援します。
- ◇ 家庭を訪問する機会が多い新聞・郵便・宅配・ごみ収集等の事業者や電気、水道、ガス等のライフライン事業者、商店、コンビニ、スーパー、銀行等と、高齢者等の異変を早期に発見できるよう協力関係を築きます。

② 住民による支え合い活動の推進

- ◇ 自治会・集落等による地域の支え合いの体制づくりへの支援を継続するとともに、こうした団体と連携・協働して、空き家等を利用した子どもや高齢者の居場所づくりや、地域の福祉活動の拠点の立ち上げを推進します。
- ◇ 買い物や移動の支援、食事の提供といった地域の課題に対応する組織等の立ち上げを支援します。

③ 複合的な課題に対応する専門的な体制の強化

- ◇ 地域ケア会議*等の協議の場において、行政機関や地域住民、福祉事業者等の関係者のネットワークづくりと定期的な情報交換を行います。

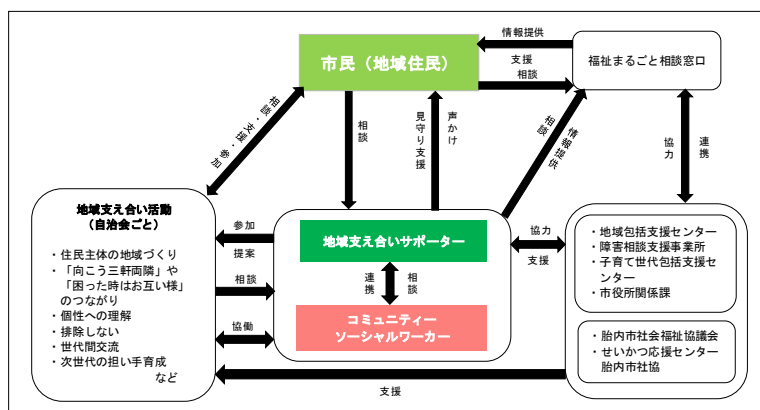
④ 分野の壁を越えた情報交換や交流の促進

- ◇ 支援制度やイベント等の開催の周知を行う際には、分野の壁を越えて役に立つ情報を手に入れられるよう健康・福祉・まちづくり等の様々な分野の情報を集約して提供します。
- ◇ ほかの地域の活動団体や関連する分野の活動団体と情報交換ができるような交流の場づくりに取り組みます。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
地域支え合いサポーター*認定者数〔累計〕	57人	68人
多世代交流対応型サロン*の数〔累計〕	1か所	4か所
コミュニティソーシャルワーカー*認定者数〔累計〕	17人	17人
旧小学校区等（15 地区）ネットワーク会議*開催地区数〔年間〕	0地区	15地区

地域支え合いサポーター*とコミュニティソーシャルワーカー等の位置付けと役割



10 高齢福祉

■ 5年後のまちの姿

- ◇ 介護サービスや家族・地域の支えによって、高齢になっても自分らしく、いつまでも住み慣れた地域で生活できるまちになっています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、関係機関・事業者の協力を得ながら、拡大する高齢福祉のニーズに対応した住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する体制（地域包括ケアシステム*）を構築します。

市民等は、生活支援や介護予防等の担い手として可能な範囲で活動するとともに、こうした資源を活用しながら自己管理に努めます。

（1）現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険制度を運用して、要介護状態にある方や要介護状態になるおそれがあり日常生活の支援が必要な方に対して、施設（特別養護老人ホーム等）・居宅（ホームヘルプ、デイサービス、デイケア等）・地域密着型*（小規模多機能型居宅介護等）の各サービスの提供を行ってきました。 ● 平成29年4月に、介護予防・日常生活支援総合事業*を開始しました。 ● 令和元年度に「福祉まるごと相談窓口*」を開設しました。 ● 老人クラブ活動や地域のお茶の間サロン*、高齢者の見守り訪問といった住民による公的サービス以外の取組の提供を支援してきました。 ● 支援が必要な高齢者に対して、外出支援サービス、配食サービス、寝具乾燥サービスや、軽易な日常生活支援サービスの提供を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 65歳以上の人口とその構成比（高齢化率）は増加を続けています。令和2年度末現在 65歳以上の人口は10,208人、高齢化率は36%となっています。 ● 介護保険サービスの対象となる要介護認定者が増加しており、平成21年度から平成23年度には県下位だった胎内市の介護保険料は、増加傾向にあります。 ● 単身世帯が増加し、軽度の支援を必要とする高齢者が増えています。 ● 高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加傾向にあります。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 75歳以上の後期高齢者の人数は令和12年まで増加を続けると予想されており、医療・介護のニーズが高まる一方で、それらに対応できないおそれがあることから、介護予防の推進により、元気な高齢者を増加させることと必要な施設やサービス事業者および専門職の確保が必要です。 ● 増加する高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅を中心に住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム*の構築が必要です。 ● 住民ボランティア、NPO*、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供できるようになることが求められています。

(2) 施策の内容

① 介護予防と生きがいづくり

- ◇ 介護予防リーダー*の育成を継続するとともに、地域独自に通いの場、地域のお茶の間サロン*、高齢者の見守り訪問等の活動を立ち上げようとする自治会・集落等の団体への支援を行います。
- ◇ 健康づくり、生涯学習、生涯スポーツ等関連する分野の取組と連携し、すこやか教室*等の介護予防プログラムや市民講座学級事業*等の生きがいづくりを実施します。

② 介護サービス・生活支援サービスの提供

- ◇ 高齢者の在宅での生活を支えるため、小規模多機能型や夜間対応等の介護サービス、買い物支援等の住民の支え合い活動をはじめとした生活支援サービスの提供を目指します。
- ◇ 施設型のサービスについては、市民のニーズを把握し事業者の意向を踏まえながら、その整備を進めていきます。

③ サービスの提供体制の整備

- ◇ 高齢者に関する総合相談窓口となる地域包括支援センター*を中心に、認知症への対応や介護と医療の連携、困難ケースや自立支援に向けた地域ケア会議*の開催等に取り組みます。
- ◇ 高齢者の生活実態を踏まえて、胎内市に合った地域包括ケアシステム*のあるべき姿を検討し、その実現を目指します。

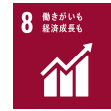
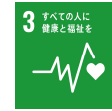
④ 安心して暮らし続けることができる環境整備

- ◇ 地域における異変発見の体制づくりを推進するとともに、自治会・集落等と連携して災害時要支援者に対する避難対応等に役立てます。
- ◇ 高齢者が住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らし続けることができるように、バリアフリー化*をはじめとする住宅改修等を促進するとともに、まちなかの高齢者向け住宅等の整備を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
住民主体で設置した介護予防のための「通いの場」数〔累計〕	29か所	32か所
第1号被保険者（65歳以上）の要介護（要支援）認定率	18.4%	18.1%
要介護（要支援）認定者の介護サービス利用者の割合	83.5%	85.0%
介護サービス利用者の居宅介護サービス利用者の割合	60.2%	61.0%

1 1 障がい福祉



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 障がいのある人もない人もお互いに支え合いながら地域で共に暮らせるまちになっています。
- ◇ 障がいのある人も自分らしい生活を送ることができるよう必要な支援・体制が整えられています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、きめ細かな相談体制の下で、一人一人の支援に係る状況を確認し、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な支援を行います。

市民等は、障がいや障がいのある人への理解を深め、声かけや手助けなどの行動ができるよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉の向上に向けた相談・支援の充実を図るため、障がい者基幹相談支援センターを設置しました。 ● 障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるため、地域生活支援拠点の整備を行いました。 ● 障がいに対する理解促進のため「胎内市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例」を制定しました。 ● 介護や訓練、生活支援等の各種サービスを市内事業所と連携して提供してきました。 ● 医療費の負担軽減、重度の障がいのある人やその介護者に対する手当の支給等を行ってきました。 ● 障がいおよび障がいのある人に関する市民の理解を促進するため、障がい福祉フォーラム等の啓発・広報活動を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者手帳の所持者は令和3年8月末現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を合わせて1,568人（市総人口の約5%）で、そのうち65歳以上がおよそ6割となっています。 ● 障害福祉サービスの利用者は年々増加している一方で、それを支える相談支援専門員をはじめ、福祉の人材の確保が困難になってきています。また、日中活動の場や医療的ケアが必要な人に対するサービスの不足が生じています。 ● 児童福祉のサービスについては、放課後等デイサービス事業所が市内3か所に開設され利用希望に対応できていますが、児童発達支援のニーズがあるものの事業所が市内になく近隣市町村の事業所で受け入れてもらっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人の高齢化や発達障がいのある人等の増加が予想されているため、必要な方に必要な支援が行き届かない事態に陥らないようサービス提供体制の整備が必要です。 ● 障がいのある人の就労とその定着に向け、関係機関と連携して企業に対し障がい特性や支援の方法などを伝えるなど、働きやすい環境を整える取組を行います。 ● 「地域社会における共生」という障害者総合支援法の理念の下、障がいのある人もない人も共に地域で生活していく意識の醸成に向け、市民や企業、地域等に対する働きかけを強化する必要があります。

(2) 施策の内容

① 相談・支援体制の充実

- ◇ 支え合いの地域づくり等の取組とのつながりを深め、必要なサービスを受けていない方の掘り起こしや指定相談支援事業の利用促進を図ります。
- ◇ 障がいのある人の相談に適切に対応するため、指定相談支援事業所の体制強化やサービス提供事業者の充実を図ります。
- ◇ 増加傾向にある高齢ひとり暮らしや家族からの虐待といったケースに対応するため、介護保険分野をはじめとする関係者との情報共有等の連携強化を図ります。

② 就労・自立に向けた支援の拡充

- ◇ 障害者雇用促進法の周知や市内企業との協力による就労の場の拡大、各種訓練や就労支援サービスの提供等によって、障がいのある人の就労・自立を促進します。
- ◇ 子育て支援や教育分野の関係者と一体となって、未就学期から就学期、卒業後まで一貫して支援内容を把握し、継続性を持った相談・支援が行えるような体制を構築します。
- ◇ 健康づくりや生きがいづくりに寄与し、社会参加のきっかけともなるスポーツやアート等の活動を支援します。

③ 安心して暮らせる環境の整備

- ◇ 障がいのある人に対する差別の解消のため、市民等に対する積極的な情報発信や問題事例の収集、問題解決に向けた働きかけを行います。特に、増加傾向にある発達障がい等の見えない障がいに関する啓発に努めます。
- ◇ 公共施設におけるユニバーサルデザイン*の導入、移動支援事業所の充実やボランティアの育成等により、障がいのある人の外出や円滑な移動を支援します。
- ◇ 市災害時の対応を強化するため、事業所等と連携した災害時要支援者支援の取組を推進します。

④ 家族に対する支援の強化

- ◇ 相談機能の強化による不安の解消を進めるとともに、短期入所や託児サービス、福祉事業所や地域の支え合いによる生活支援の提供等により、家族の負担軽減を図ります。
- ◇ 障がいのある人の生活を支える当事者団体や家族会等の活動に対する支援を行います。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
相談への対応割合〔年間〕	100%	100%
就労移行支援・就労継続支援者数〔月平均〕	127人	135人
障がい福祉に関するフォーラム・アート展等の開催数〔年間〕	1回	3回

1 2 生活援護

■ 5年後のまちの姿

◇ 必要な人には必要な援護がなされ、稼働世帯*は就労支援等により自立した生活を送っています。

<施策展開の基本的な考え方>

行政は、生活に不安や困難を抱える市民に不安の解消と生活の安定を提供する複層的なセーフティネットを整備します。

市民等は、互いに交流を図ることで地域の中で孤立する人がいないように接し、生活に不安や困難を抱える方がいるときは、支援を求めやすいよう寄り添います。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を送るために必要な保護費の支給を行ってきました。 ● ハローワーク等関係機関と連携して、稼働世帯*に対する指導や助言等の就労支援を行い、被保護者の経済的自立を促進してきました。 ● 保護には至らない生活困窮者に対して、就労支援や住居の確保、家計改善、子どもの学習等を総合的にサポートするための相談・支援体制の構築を進めてきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護受給世帯および受給者は令和2年度の月平均で112世帯、130人となっています。世帯数および人数は横ばい、保護率（人口1,000人当たり）も横ばい傾向にあります。 ● 就労支援に取り組んだ結果、令和2年度には稼働世帯*のほぼ半数に当たる4世帯が生活保護からの自立につながっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護の相談は、本人や家族からの自発的な相談だけでなくほかの福祉制度からの引き継ぎや外部からの情報提供による場合もあり、このほかにも保護や支援が必要な人が存在すると思われることから、捕捉率を上げることが重要です。 ● 就労支援の取組は一定の成果をあげていますが、短期間で離職してしまうケースも存在すること、生活保護受給世帯のうち約7割が高齢者世帯、約2割が障がい者世帯・傷病者世帯で就労が困難なケースも多いことから、取組の強化や新たな対策の検討が必要です。 ● 生活保護に至る前の自立支援策の強化という生活困窮者自立支援法による生活困窮世帯に対する支援を強化するとともに、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう支援する、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を鑑み、今後は子どもの育成・教育環境を整え、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐための取組の強化が必要です。

(2) 施策の内容

① 生活困窮者に対する総合的な対策の実施

- ◇ 関係機関や支え合いの地域づくりの取組等との連携を強化し、生活困窮者の早期発見を図り、状況に応じて支援や保護を行います。
- ◇ 緊急保護や就労支援、住居の確保、家計改善等の総合的な支援を柔軟に提供できる体制を構築し、保護には至らない生活困窮者に対する相談機能の強化を図ります。

② 稼働世帯*や子どもに対する自立生活支援

- ◇ 担当相談員や就労支援員、その他関係機関とともに、自立支援プログラムの提供や就労先の開拓を進め、稼働世帯*の就労支援、自立生活支援方策の充実を図ります。
- ◇ 庁内の関係部署が協力体制をとるとともに、関係機関と貧困状態にある子どもの生活状況を把握し、子どもの居場所づくりや放課後の学習支援等の対策を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
稼働世帯*で就労支援により生活保護から自立（生活保護廃止）した世帯の割合	44.4%	45.0%